

監査公告第 8 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による上下水道部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 25 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

上下水道部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和4年10月11日から令和4年11月22日まで

第3 監査の対象

上下水道部（経営企画課、水道課、下水道課）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 水道経営ビジョンに定める事業計画における経営改善の取り組みについて
令和2年以降の取り組みが適切に実施されているか。
- (4) 下水道浄化センター統廃合事業の財源対策が適切に計画されているか。
- (5) 農業集落排水施設の公共下水道接続について、事業計画と効果見込みが計画的、合理的に進捗しているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

上下水道部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 水道事業の経営及び今後に向けた経営体質の強化について
2. 下水道事業の経営について
3. 下水道加入促進について
4. 原水浄水施設整備事業について
5. 管路耐震化事業（老朽管更新）について
6. 配水施設更新事業について
7. 下水道処理場の統合と汚水処理計画の見直しについて
8. 下水道施設の老朽化対策について
9. 凈化センターの統廃合の財源対策について
10. 分校箱宮の農業集落排水施設の公共下水道接続の計画と効果予測について